

香川県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第22号

香川県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香川県職員の職の設置に関する規則（昭和32年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）<u>第5条</u>の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、<u>職員</u>、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 (1)～(27) 略</p> <p><u>(28)</u> 略 <u>(29)</u> <u>主席主事</u> <u>(30)</u> <u>主席技師</u> <u>(31)～(34)</u> 略</p> <p>出先機関 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> <u>副館長</u> (7) 略</p> <p><u>(8)～(16)</u> 略 <u>(17)</u> <u>分館長</u> <u>(18)</u> <u>主任文化財専門員</u> <u>(19)</u> <u>主任専門職員</u> <u>(20)</u> <u>主任専門学芸員</u> <u>(21)</u> <u>所長補佐</u> <u>(22)～(24)</u> 略</p>	<p>地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）<u>第18条</u>の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、<u>事務吏員</u>、<u>技術吏員</u>、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 (1)～(27) 略 <u>(28)</u> <u>車庫長</u> <u>(29)</u> 略</p> <p><u>(30)～(33)</u> 略</p> <p>出先機関 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> <u>副院長</u> <u>(6)</u> 略</p> <p>(7) 略 <u>(8)</u> <u>看護部長</u> <u>(9)～(17)</u> 略</p> <p><u>(18)～(20)</u> 略 <u>(21)</u> <u>中央検査部長</u> <u>(22)</u> <u>主任部長</u></p>

(25)～(29) 略

(30)～(39) 略

(40) 略

(41) 准教授

(42) 文化財専門員

(43) 専門職員

(44) 専門学芸員

(45)・(46) 略

(47) 助手

(48) 主席主事

(49) 主席技師

(50)・(51) 略

(52) 主任学芸員

(53)・(54) 略

(55) 学芸員

(23) 部長

(24) 薬剤部長

(25) 副薬剤部長

(26) 副看護部長

(27)～(31) 略

(32) 専攻科長

(33)～(42) 略

(43) 医長

(44) 技師長

(45) 看護師長

(46) 看護主任

(47) 略

(48) 助教授

(49)・(50) 略

(51)・(52) 略

(53)・(54) 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。